

監 査 公 表

令和2年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年1月9日

高知市監査委員 細川哲也
高知市監査委員 金子努
高知市監査委員 高木妙
高知市監査委員 藤川裕介

令和2年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

記

指摘事項等	措置状況
都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第4 指定管理者制度について 2 指定管理者の選定について (2) これまでの指定管理者選定手続きについて ② 意見等 市営住宅における指定管理者の選定手続きにおいて、新たな業者が参入しやすいような要件の緩和や広報の仕方等を検討されたい。	都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第4 指定管理者制度について 2 指定管理者の選定について (2) これまでの指定管理者選定手続きについて ② 意見等 令和6年度に行った次期指定管理者の公募では、応募が1者であった上、指定候補者の選定に至らなかったことから、令和7年度に次期指定管理者を再公募することとなりました。令和7年7月からの再公募に当たっては、新たな事業者の参入を促し競争性を担保するため、指定管理者選定手続きガイドラインに準じ、応募資格要件を「高知市内に本店を有していること」から「高知市内に本社、本店等主たる事務所、支社又は営業所等を設置していること」へ緩和いたしました。 なお、公募の結果、応募資格要件の緩和による効果と断定することはできかねますが、複数者からの応募がございました。
都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第4 指定管理者制度について 2 指定管理者の選定について	都市建設部住宅政策課 第5章 監査結果 第4 指定管理者制度について 2 指定管理者の選定について

<p>(2) 応募資格に関して</p> <p>② 意見等</p> <p>現状の指定管理者の応募資格要件の一つとして、「高知市内に本店を有しているものであること。」とあるが、これを、「高知市内に本社、本店、支社又は営業所等を有しているものであること。」に緩和すべきである。</p>	<p>(2) 応募資格に関して</p> <p>② 意見等</p> <p>令和6年度に行った次期指定管理者の公募では、応募が1者であった上、指定候補者の選定に至らなかったことから、令和7年度に次期指定管理者を再公募することとなりました。令和7年7月からの再公募に当たっては、新たな事業者の参入を促し競争性を担保するため、指定管理者選定手続ガイドラインに準じ、応募資格要件を「高知市内に本店を有していること」から「高知市内に本社、本店等主たる事務所、支社又は営業所等を設置していること」へ緩和いたしました。</p> <p>なお、公募の結果、応募資格要件の緩和による効果と断定することはできかねますが、複数者からの応募がございました。</p>
---	--